

● 町営住宅入居募集

申込みのしおり

柴田町役場 都市建設課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

TEL (0224) 55-2121

は　じ　め　に

この“申込みのしおり”は町営住宅の入居者を募集する際の入居資格・基準等についての説明をしております。

町営住宅の申込みをされる場合、収入基準をはじめ、様々な制限がありますので、この“申込みのしおり”を最後までお読みになったうえで、ご希望の住宅を申込んでください。

目　　次

● 申込みから入居まで	1
● 申込み条件について	2
● 入居収入基準早見表	4
● 申込みをされる方へのご注意	5
● 申込み資格の確認	6
● 各種控除の内容及び控除額	8
● 収入計算書	9
● 申込みに必要な書類・入居手続きのときに必要な書類	14
● 入居後の家賃及び収入申告について	16
● 町営住宅の概況及び使用料（家賃）一覧	17
● 町営住宅位置図	末

申込みから入居まで

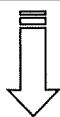
個人情報の取扱いについて

町営住宅の入居申込で知り得た個人情報については、入居資格審査及び町営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。
なお、入居者資格については関係機関に照会することがあります。

新規募集 お知らせ版・町ホームページに掲載

入居申し込み (都市建設課窓口受付)

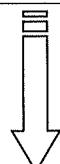
提出書類
・町営住宅入居者申込書
・収入計算書



○書類が不十分な時は、受付できない場合があります。

抽選会 入居予定者決定

※【抽選会のお知らせ】をお持ちください。



資格審査

○請書・連帯保証人承諾書等を配布

(入居手続) (必要書類の提出)

※必要な書類の添付が必要です。(14ページ参照)
※駐車場を使用する場合、申込みが必要です。



(入居手続)書類審査

入居許可 入居可能日通知



○敷金の納付(町営住宅使用料の3ヶ月分)
○駐車場保証金の納付(駐車場使用料の3ヶ月分)



入居

※入居届を入居後15日以内に提出してください。
(入居した家族全員の住民票を添付)

申込み条件について

(1) 普通町営住宅の申込み資格

- ① 現在、住宅に困っていることが明らかな方。（持ち家を所有している人は原則として申し込みません。入居を予定している親族名義も含みます。また、現在柴田町の町営住宅に入居中の人も申込みできません。）
- ② 町内に住所若しくは勤務地を有し、又はあらたに町内に住所を必要とする方。
- ③ 町税等の未納がないこと。（同居しようとする親族を含みます。）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。（同居しようとする親族を含みます。）
- ⑤ 現在同居中、又は、同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係がある方、その他婚姻の予約者を含みます。ただし、入居日から3ヶ月以内に籍を入れて同居すること。）のある方。（単身不可の住戸）
- ⑥ 収入の額が、収入基準に該当する方。

一般世帯 基準額 月収 158,000円以下
 裁量階層世帯 基準額 月収 214,000円以下

裁量階層世帯とは、

- a 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から4級までの方がいる世帯
- b 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から2級までの方がいる世帯
- c 知的障がいの程度が上記精神障がいの程度（療育手帳の認定がAまたはB）に相当する方がいる世帯
- d 戦傷病者手帳の交付を受けて、障がいの程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症の方がいる世帯
- e 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- f 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方で引揚後5年未満）の方がいる世帯
- g 満60歳以上の方で構成される世帯（18歳未満の方を含んでもよい）
- h ハンセン病療養所入所者などがいる世帯
- i 小学校就学前の子どもがいる世帯

(2) 改良町営住宅の申込み資格

前記普通町営住宅申込み資格①～⑤に該当する方。ただし、収入基準が普通町営住宅とは異なりますので申込みの際にはご注意ください。なお、対象となる住宅は、神山前町営住宅です。

※入居収入基準は、

一般世帯 基準額 月収 114,000円以下
 裁量階層世帯 基準額 月収 139,000円以下 となります。
(裁量階層世帯とは、普通町営住宅の申込み資格に同じです。)

(3) 単身者の申込み資格

戸籍上配偶者がいない方で、前記普通町営住宅申込み資格①～④に該当し、収入基準以下の下記のいずれかに該当する方。ただし、申込みできる住宅は、「町営住宅の概況及び使用料一覧表」のうち2DK以下の住宅（北船岡町営住宅1LDK）に限ります。

- ① 満60歳以上の方。
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から4級までの方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から3級までの方
- ④ 知的障害の程度が上記精神障がいの程度（療育手帳の認定AまたはB）に相当する方
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けて、障がいの程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症の方
- ⑥ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方で引揚後5年未満）の方
- ⑧ ハンセン病療養所入所者などの方
- ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する被害者（一時保護または保護が終了してから5年を経過していない方。もしくは裁判所からの保護命令から5年を経過していない方）
- ⑩ 犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方
 - a 犯罪により収入が減少し、生活維持が困難となった方
 - b 現在居住している住宅、またはその付近において犯罪等が行われたために、該当住宅に居住し続けることが困難となった方
- ⑪ 生活保護を受けている方

町営住宅は、共同で生活する場であるため、入居者の皆さんのが協力して快適な団地生活ができるよう様々なルールがあります。次のことを守れない方は、周囲とのトラブルの原因となり、住宅明渡しの対象ともなりますので、念頭においてお申込みください。

1. 犬猫等の動物飼育（餌付けを含む）はできません。
2. 車は契約駐車場以外の敷地、通路等には駐車できません。
(町営住宅のほとんどは、原則的に2台目駐車場を確保することができません。また、駐車場がない住宅もあります。このような場合には、ご自身で団地外に駐車場を確保していただくことになります。なお、団地内に違法駐車された場合は、レッカー車により移動されることもあります。)
3. 騒音を無神経に発生させない。また、生活音に理解なく過剰に反応しない。
(町営住宅は住居が隣接する共同住宅です。無神経に騒音を発生させることは近隣入居者の迷惑となります。また上階入居者などの近隣住宅からは生活音が聞こえますが、共同住宅であるため、やむを得ないことをご理解いただくことになります。)

入居収入基準早見表

●普通町営住宅

給与収入の場合（前年1年間の総収入金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量階層世帯	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下
裁量階層世帯	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

●改良町営住宅

給与収入の場合（前年1年間の総収入金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	2,211,999円 以下	2,755,999円 以下	3,299,999円 以下	3,811,999円 以下	4,287,999円 以下	4,763,999円 以下
裁量階層世帯	2,643,999円 以下	3,183,999円 以下	3,711,999円 以下	4,187,999円 以下	4,663,999円 以下	5,135,999円 以下

事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	1,368,000円 以下	1,748,000円 以下	2,128,000円 以下	2,508,000円 以下	2,888,000円 以下	3,268,000円 以下
裁量階層世帯	1,668,000円 以下	2,048,000円 以下	2,428,000円 以下	2,808,000円 以下	3,188,000円 以下	3,568,000円 以下

(注)

- この表は8ページの特別控除（2～6）の対象者のいない世帯で、収入のある方が1人の場合です。
- 給与収入の場合は、諸手当、賞与、税金等すべて含めた総収入です。
- 世帯員数については遠隔地扶養者も含まれます。
- 給与収入の場合の上記の表については、総収入金額となりますので、総所得金額を計算する場合には、11ページの「総収入金額から、総所得金額を計算する方法で年間所得金額を計算して下さい。

申込みされる方へのご注意

◇申込み資格条件については、2・3・6・7ページを参照してください。

(1) 次のような方は、申し込みません！

- ① 単身者で3ページにある単身申込み資格に該当しない方。
- ② 世帯を不自然に分割した方。（夫婦別居・兄弟姉妹の申込み等）
- ③ 住宅で円滑な共同生活ができない方。
- ④ 単身入居希望のうち、身体上又は精神上著しい障がいがあるために、常時の介護を必要とする方。
- ⑤ 現に柴田町営住宅にお住まいの方。

(2) 次のような方は申し込みまれても失格となります！

- ① 申込み（入居）資格要件に欠けているとき。
- ② 申込書に不正の記載があったとき。
- ③ 入居許可時点で単身になった場合（ただし、単身申込入居有資格者を除く）。
- ④ 計算した申込家族の月収額が収入基準額を超えるとき。
- ⑤ 申込みは1世帯につき1住宅だけとし、重複申込みはすべて失格となります。

(3) 入居する全ての方は、入居契約時に次の手続きが必要です。

- ① 下記の資格を有する連帯保証人を2名たてること。
 - 入居予定者と同等以上の収入を有する者であること。（生活保護受給者は不可。）
 - 原則として町内に在住し、独立した生計を営んでいること。（扶養者でないこと。）
※連帯保証人のいない場合は、住宅を斡旋できません。
- ② 家賃（駐車場使用料）の3ヶ月分に相当する敷金（保証金）を納入すること。

(4) 自家用車をお持ちの方へ

- ① 募集する住宅により駐車場を確保している住宅と、駐車場が無い住宅がありますので、応募する際ご注意ください。なお、駐車場の契約は、原則として1世帯1台となります。
- ② 住宅内は指定駐車場以外の場所は駐車禁止となります。駐車場の無い住宅に入居される方は、ご自分で他の駐車場を確保のうえ、入居して頂くことになります。
- ③ 駐車スペース内に、収容できない車の契約はお断りしますのでご注意ください。
- ④ 駐車場使用料は1区画一律3,000円です。

(5) その他

- ① 住宅によっては浴槽と風呂釜が付いてない住宅がありますので、各自取り付けて頂くようになります。
- ② 住宅内では、犬・猫・鳩等の動物は飼えません。
- ③ 退去される時の畳・フスマ等の張替修繕等は、入居者の負担になります。
- ④ どの住宅も建築後相当の年数が経過しています。築年数相応の痛み、汚れ等があります。
- ⑤ 無断で抽選会を欠席したり、当選放棄をした場合は、住宅困窮者ではない方と判断し、当分の間申込みが出来なくなります。

申込み資格の確認

◆世帯で(又は婚約で)申し込む場合

下記により申込み資格を確認して下さい。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。(持ち家のない方)
2. 町内に勤務先を有するなど、町内に住所を必要とする方。
3. 現在同居中、又は同居予定の親族がいること。(同居予定者が婚約者の場合は、3ヶ月以内に入籍のうえ同居しなければなりません。)

以上の資格に該当される方は、ご自分の状況に合わせ次の項目を確認してください。

2人以上で
申し込みの場合

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から4級までの方がいる世帯。
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から2級までの方がいる世帯。
- ③ 知的障がいの程度が上記精神障がいの程度（療育手帳の認定がAまたはB）に相当する方がいる世帯。
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けて、障がいの程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症の方がいる世帯。
- ⑤ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- ⑥ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方で引揚後5年未満）の方がいる世帯。
- ⑦ 満60歳以上の方で構成される世帯（18歳未満の方を含んでもよい）。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者などがいる世帯。
- ⑨ 小学校就学前の子どものいる世帯。

あなたの世帯が①～⑨のいずれにも該当しない場合

あなたの世帯が①～⑨のいずれかに該当する場合

[収入基準] 一般階層世帯

9ページでの計算後
月収 158,000円以下
であること

※改良住宅は 114,000円以下

[収入基準] 裁量階層世帯

9ページでの計算後
月収 214,000円以下
であること
※改良住宅は 139,000円以下

◆単身で申し込む場合

下記により申込み資格を確認して下さい。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。(持ち家のない方)

2. 町内に勤務先を有するなど、町内に住所を必要とする方。

3. 戸籍上配偶者がいない方。

以上の資格に該当される方は、ご自分の状況に合わせ次の項目を確認してください。

单 身 で
申し込みの場合

● 単身で申し込む場合 (2DK以下の間取りの住宅しか入居できません。)

- ① 満60歳以上の方。
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から4級までの方。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から3級までの方。
- ④ 知的障がいの程度が上記精神障害がい程度（療育手帳の認定がAまたはB）に相当する方。
- ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けて、障がいの程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症の方。
- ⑥ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方。
- ⑦ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方で引揚後5年未満）の方。
- ⑧ ハンセン病療養所入所者などの方。
- ⑨ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者（一時保護または保護が終了してから5年を経過していない方。もしくは裁判所からの保護命令から5年を経過していない方）。
- ⑩ 犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかで、次のいずれかに該当することが客観的に証明される方。
 - a 犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方。
 - b 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方。
- ⑪ 生活保護法を受けている方。

あなたが①、⑨～⑪だけに該当する場合

あなたが②～⑧いずれかに該当する場合

[収入基準] 一般階層世帯

9ページでの計算後
月収 158,000円以下
であること
※改良住宅は 114,000円以下

[収入基準] 裁量階層世帯

9ページでの計算後
月収 214,000円以下
であること
※改良住宅は 139,000円以下

各種控除の内容及び控除額

(所得税法上により認定されたものであることが必要です。)

控除の種類	控除の内容	控除額 (該当者一人につき)
1 親族控除	同居する親族(申込本人を除く)及び遠隔地扶養親族(婚約者も含む)	380,000円×()人
2 老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち年齢70歳以上の方	100,000円×()人
3 特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)	250,000円×()人
4 ひとり親控除	その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がない者で、生計を一にする子(その年の総所得金額等の合計額が48万円以下の者、他の者の扶養親族等となされてない者)を有しているひとり親(合計所得金額が500万円以下の者)	350,000円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">所得が350,000円未満の場合はその額になります</div>
5 寡婦控除	ひとり親控除に該当せず、次のいずれかに当てはまる方 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得が500万円以下の者。 ②夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明な人で、合計所得金額が500万円以下の者。なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。	270,000円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">所得が270,000円未満の場合はその額になります</div>
6 障害者控除	申込本人や同居する親族及び遠隔地扶養親族のうち障がいがある方がいる場合 ①身体障害者手帳の交付を受けている方(1・2級の方は特別障害者) ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(1級の方は特別障害者) ③療育手帳の交付を受けている方(Aの方は特別障害者) ④戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者) ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方(重度の障がい者とされている方は特別障害者)	普通障害者 270,000円×()人 特別障害者 400,000円×()人
7 振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得(給与所得等)を有する方	100,000円
控除合計金額		円

※ 年齢は、申込日現在の満年齢です。



9ページ「控除合計金額」へ

収入計算書

●入居申込みをする場合の収入は、収入のある方全員の所得の合計金額が対象となります。

あなたの世帯の月収額の算出法

課税所得

※収入額ではなく、所得額を記入。

本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

(所得の調べ方)

○給与所得者：現職場に前々年の12月以前から勤務した方 10ページ

現職場に前年の1月以降に勤務した方 11ページ

○事業所得者 12ページ

○年金所得者 13ページ

8ページ参照

$$\left(\begin{array}{c} \text{合計年間所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{控除合計金額} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) = 12 = \left(\begin{array}{c} \text{あなたの世帯の月収額} \\ \hline \text{円} \end{array} \right)$$

あなたの世帯の
家賃ランクです

一般階層世帯	裁量階層世帯	計算後の月収額（円）	家賃ランク
		0 ~ 104,000	A
		104,001 ~ 123,000	B
		123,001 ~ 139,000	C
		139,001 ~ 158,000	D
		158,001 ~ 186,000	E
		186,001 ~ 214,000	F

※神山前(改良)住宅の収入

基準は、左の表ではなく、下記のとおりになります。

○一般階層 114,000円以下

○裁量階層 139,000円以下

E・Fは6、7ページの裁量階層に該当した世帯のみの基準です。

給与所得の方

前々年12月以前から引き続き勤務されている方(パート・アルバイト含む)

● 勤務先発行の源泉徴収票

給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける者 の居所						(受給者番号) (フリガナ) (役職名)
		姓	名			
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額	
	百万 千 円	百万 千 円	*	百万 千 円	内 百万 千 円	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額
有 有 有 有	千 円	人(從入内)人(從入内)	人(從入内)	千 円	千 円	千 円
(摘要)				配偶者の合計所得		千 円

→ (1年間の所得) 円

→ 9ページ課税所得へ

● 市町村発行の総所得金額が記載してある証明書(A・Bいずれか)

A

令和 年度(令和 年分)

市・県民税課税証明書

氏名	住 所		
(単位:円)			
所 得 内 訳	収入等明細内訳		
種 類	金 額	種 類	金 額
給与所得	* * * * *		
以下余白			
		以下余白	
所 得 控 除 の 内 訳			
社会保険料控除		基 礎 控 除	
生命保険料控除		以下余白	
損害保険料控除			
以下余白			

→ (1年間の所得) 円

→ 9ページ課税所得へ

B

令和 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)

所 得	給 与 収 入	主たる給与	副業	不 利	配 始	譲 営
給 与 所 得		その他	事 動	子	当	時
そ の 他 の 所 得 計		所 得 区 分				
		総所得金額①	* * * * *			
所 得 控 除	雜 損					
	医 療 費	障・老・寡・勤				
	社会保険料	配 偶 者				
	小規模企業共済	配 偶 者 特 別				
	生命保険料	扶 養				
	損害保険料	基 础				
	寄 附 金	所得控除合計②				
総 所 得 ③						
分離短期譲渡						
分離長期譲渡						
七地等の事業等						
山 林 所 得						
株式等の譲渡						
課 稅 標 準						
市 民 税						
特 别 徴 収 税						
所 得 均 等						
県 民 税						
特 別 徴 収 税						
所 得 均 等						
特 别 徵						
月 割 額						
7						

◎この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して審議

→ (1年間の所得) 円

→ 9ページ課税所得へ

給与所得の方

前年1月以降に就職された方（パート・アルバイト含む）

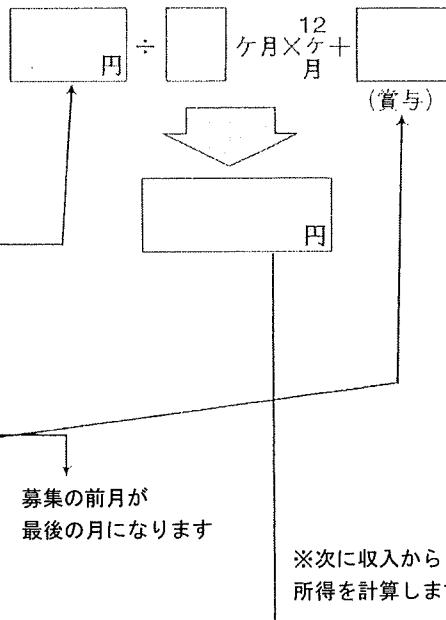
● 勤務先発行の給与支払証明書

給与支払証明書						
住 所 _____						
姓 名 _____						
1 採用年月日	年 月 日					
2 扶養親族	配偶者控除	有	無	(いづれかを○でかこむ) 人		
3 支給総額						
年 月	本俸	手当	手当	手当	手当	計
	円	円	円	円	円	円

合 計	*****					
4 賃与						
年 月	円					
年 月	年 月 日					
合 計	*****					
上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 代表者氏名						

※給与明細書等を確認して記入ください。(手取りの金額ではありません。また、非課税の通勤手当は計算に含めません。)

※支給額が1ヶ月にならないときは、計算に含めません。



※年に収入から所得を計算します。

※ 年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法

年 間 給 与 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額	
551,000円未満	年間総所得 = 0	
551,000円以上～1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 = 年間総所得	
1,619,000円以上～1,620,000円未満	年間総所得 = 1,069,000円	
1,620,000円以上～1,622,000円未満	年間総所得 = 1,070,000円	
1,622,000円以上～1,624,000円未満	年間総所得 = 1,072,000円	
1,624,000円以上～1,628,000円未満	年間総所得 = 1,074,000円	
1,628,000円以上～1,800,000円未満	A×2.4 + 100,000円 = 年間総所得	年間総収入金額を4で割り、その答の1,000円未満を切捨てた金額を左のAに当てはめてください。
1,800,000円以上～3,600,000円未満	A×2.8 - 80,000円 = 年間総所得	
3,600,000円以上～6,600,000円未満	A×3.2 - 440,000円 = 年間総所得	
6,600,000円以上～8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	

年間総所得金額
円

↓
9 ページ課税所得へ

事業所得の方

前々年12月以前からはじめた方

● 所得税の確定申告書

住所	姓 名	年分の所得税の 申告書 B	FA-0020
第一表			
年収入金額			
収入金額 不動産 利子 配当 給与 公的年金等 賃金等の俸 廉租賃 一時金 事業所得 不動産 利子 配当 給与 税金 所得かならざ 引かれる全額			
税額 不動産 利子 配当 給与 公的年金等 賃金等の俸 廉租賃 一時金 事業所得 不動産 利子 配当 給与 税金 所得かならざ 引かれる全額			
差引純利益 不動産 利子 配当 給与 公的年金等 賃金等の俸 廉租賃 一時金 事業所得 不動産 利子 配当 給与 税金 所得かならざ 引かれる全額			
(1年間の所得) 円 → 9ページ課税所得へ			

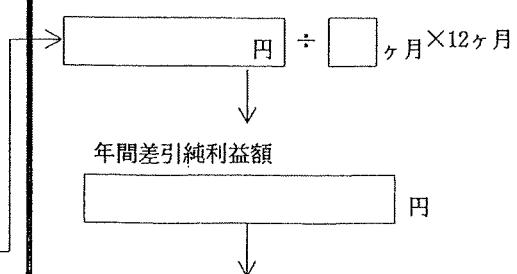
事業所得の方

前年1月以降からはじめた方

取支明細書 (事業所得者用)																																																																																
1 事業及び事業内容 2 事業所の所在地 3 事業開始年月日 年 月 日																																																																																
[月別収支内訳] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="2">収入の部</th> <th colspan="2">支出の部</th> <th rowspan="2">差引純利益 (イ-ロ)</th> </tr> <tr> <th>計(イ)</th> <th>計(ロ)</th> <th>計(イ)</th> <th>計(ロ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>月</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>※月</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>計</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: right; padding-right: 10px;">*****</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					月	収入の部		支出の部		差引純利益 (イ-ロ)	計(イ)	計(ロ)	計(イ)	計(ロ)	月						月						月						月						月						月						月						月						※月						計						*****					
月	収入の部		支出の部			差引純利益 (イ-ロ)																																																																										
	計(イ)	計(ロ)	計(イ)	計(ロ)																																																																												
月																																																																																
月																																																																																
月																																																																																
月																																																																																
月																																																																																
月																																																																																
月																																																																																
月																																																																																
※月																																																																																
計																																																																																

※募集の前月が最後の月になります。

* 1ヶ月にならないときは、
計算に含めません。



9ページ課税所得へ

年金所得の方

● 公的年金等の源泉徴収票

郵便はがき

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

種別	支払金額 (平成・年中に支払った金額)		源泉徴収税額						
年金									
	* * * * *								
申告書の提出	本	人	控除対象配偶者の有無等						
有	無	特別 障害者	その他 障害者	老年者	有	無	老人控除対象 配偶者の有無	有	無

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢 65 歳 以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以~330 万円未満	(A)-110万円
	330万円以上~410万円未満	(A)×0.75-27万5,000円
	410万円以上~770万円未満	(A)×0.85-68万5,000円
	770万円以上~1,000万円未満	(A)×0.95-145万5,000円
年齢 65 歳 未満の方	60万円以下	0円
	600,001円以上~130万円未満	(A)-60万円
	130万円以上~410万円未満	(A)×0.75-27万5,000円
	410万円以上~770万円未満	(A)×0.85-68万5,000円
	770万円以上~1,000万円未満	(A)×0.95-145万5,000円

● 市町村発行の総所得金額が記載してある証明書

令和 年度 (令和 年分) 市・県民税課税證明書

氏名	住所																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得内訳</th> <th colspan="2">収入等明細内訳</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑所得</td> <td style="text-align: center;">* * * * *</td> <td>年金収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下余白</td> <td></td> <td>年金所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>以下余白</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所得内訳		収入等明細内訳		種類	金額	種類	金額	雑所得	* * * * *	年金収入		以下余白		年金所得				以下余白									
所得内訳		収入等明細内訳																											
種類	金額	種類	金額																										
雑所得	* * * * *	年金収入																											
以下余白		年金所得																											
		以下余白																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得控除の内訳</th> </tr> <tr> <th>社会保険料控除</th> <th>基礎控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命保険料控除</td> <td>以下余白</td> </tr> <tr> <td>損害保険料控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下余白</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		所得控除の内訳		社会保険料控除	基礎控除	生命保険料控除	以下余白	損害保険料控除		以下余白																			
所得控除の内訳																													
社会保険料控除	基礎控除																												
生命保険料控除	以下余白																												
損害保険料控除																													
以下余白																													

(1年間の所得)

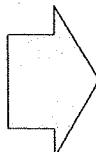
円

9ページ課税所得へ

次の年金は、非課税のため収入として扱いません。

①障害の名称のつく次の年金
障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・ 障害共済年金
②遺族の名称のつく次の年金
遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・ 遺族共済年金
③母子の名称のつく次の年金
母子年金・準母子年金
④そのほか次のような年金
遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金

この他でも非課税の年金は計算の対象になりません。



(1年間の所得)

円

9ページ課税所得へ

申込みに必要な書類

◆全ての世帯に共通する提出書類

- (1) 町営住宅入居申込書・・・(別紙)
- (2) 収 入 計 算 書・・・(別紙) (9ページに同じ)

入居手続きのときに必要な書類

●入居決定した方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

- (1) 町営住宅入居請書 …… 連帯保証人2名が必要です。
(※原則として、町内に居住しており、独立して生計を営んでいる方となります。また、非課税所得の方は保証人になれませんのでご注意ください。)
- (2) 連帯保証人承諾書 …… 連帯保証人2人の連帯保証人承諾書を作成していただきます。
- (3) 保証人の住民票 …… 保証人2名それぞれの住民票が必要です。(3ヶ月以内のもの。)
- (4) 保証人の印鑑証明 …… 「町営住宅入居請書」及び「連帯保証人承諾書」には、この印鑑(実印)を押印していただきます。
- (5) 保証人の収入証明 …… 前年度分の源泉徴収票(発行者印のあるもの)もしくは市町村長が発行する前年度分の総所得金額が記載してある証明書。
- (6) 敷 金 …… 敷金(当初家賃相当額の3ヶ月分)を納入していただきます。
- (7) 誓 約 書 …… 町税未納、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に関するもの。
- (8) その他指定の証明書等 …… 納税証明書(完納証明書等・滞納がない旨の書類)等
- (9) 駐車場関係書類 …… 駐車場使用申込書、駐車場使用請書、保証金の納入等
(駐車場がある住宅のみ)

◆各種手続きとマイナンバー

マイナンバー制度によって必要書類の一部を省略することなどが出来ます。

◎必要書類のうち、以下の書類は、マイナンバー制度による情報連携の対象となりますので、添付を省略出来ます。

- ・課税証明書
- ・生活保護受給証明書
- ・住民票の写し

◎必要書類のうち、以下の書類は、マイナンバー制度による情報連携の試行運転中につき、本格運用の開始までは添付をお願いします。

- ・身体障害者手帳の写し
- ・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ・療育手帳の写し

申請書等にマイナンバーを記入していただきますので申請者は、

1. 個人番号カード
 2. マイナンバー記載の住民票と身分証明書(運転免許証など)
- のいずれかをご持参ください。また、申請書提出時に本人確認をさせていただきます。

◆世帯各自の所得について必要な書類

区分		提出書類
申込者もしくは同居者で収入のある方	給与所得者	<p>現在の勤務先に前々年の12月以前から引き続き勤務している方</p> <p>① 本年度の課税明細書又は、控除明細のある課税証明書 (証明書等は、1月1日現在住所を定めていた市町村の窓口で取得) ② ①または、最新の源泉徴収票(コピーで可) ③ 勤務先証明書(別紙)・・・勤務先で記入してもらう</p>
	給与所得者	<p>現在の勤務先に前年の1月以降に就職された方</p> <p>① 最新の源泉徴収票(コピーで可) ② 給与支払証明書(別紙)・・・勤務先で記入してもらう ③ 勤務先証明書(別紙)・・・勤務先で記入してもらう ④ 健康保険被保険証(国民健康保険を除く)の写し</p>
	年金所得者	<p>① 本年度の課税明細書又は、控除明細のある課税証明書 (所得証明書は、1月1日現在住所を定めていた市町村の窓口で取得) ② 恩給、年金等証書の写し</p>
事業所得者	前々年の12月31日以前から事業を始めた方	<p>② 本年度の課税明細書又は、控除明細のある課税証明書 (証明書等は、1月1日現在住所を定めていた市町村の窓口で取得) ③ 所轄税務署が受理した確定申告書控えの写し</p>
	前年の1月1日以降に事業を始めた方	<p>① 収支明細書の写し及び帳簿の写し ② 所轄税務署が受理した確定申告書控えの写し</p>
収入のない方	申込者及び同居者(18歳以上)・婚約者が無職無収入の方	<p>本年度の非課税証明書又は退職証明書(別紙)又は、離職票の写し (非課税証明書は、1月1日現在住所を定めていた市町村の窓口で取得) ※入居申込時は就職しているが、契約するまでに退職することが確実な方は「退職見込証明書」が必要です。</p>

(注) 「市町村県民税特別徴収税額通知書」又は「市町村県民税普通徴収税額通知書」をお持ちでない場合は、各市町村の市町村民税担当の窓口で「所得証明」をお求めください。

(注) 退職見込証明書を提出した方は、契約時に退職証明書を提出していただきます。

(注) 保険外交員の方は、12ヶ月分の外交員報酬を申告してからの申込みとなります。

◆その他状況により必要とする書類

区分	提出書類
婚約し入居申込みする場合	「婚姻の予約を証する書類」(別紙)
父子・母子・単身世帯	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
身障者又は戦傷病者	身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し
知的障害者又は精神障害者	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
生活保護世帯	都道府県又は市町村の福祉事務所からの証明書
原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し、被爆手帳の写し
海外からの引揚者	引揚証明書
ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所等の長の証明
DV被害者	婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し
外国人留学生の方	外国人登録証明書及び大学の学長又は学部長が証明する在学証明書

入居後の家賃及び収入申告について

- (1) 住宅使用料（家賃）の納入通知書は、毎年4月と10月に6ヶ月分（6枚綴り）を自宅に送付いたします。
- (2) 納入通知書により、その月分は、その月の末日までに最寄りの金融機関にて納入してください。（口座振替・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリも利用できます。）
- (3) 納入期日を過ぎても納入されない場合は、督促状を送付いたします。それでも納入されない場合は、連帯保証人へ催告いたします。
- (4) 家賃については、毎年7月から8月に「収入申告書」を提出していただき、毎年度、それぞれの収入と各住宅の規模や立地条件、建設時からの経過年数などをもとに決定します。
- (5) 「収入申告書」は必ず提出していただきますが、もし提出がない場合、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅とほぼ同程度の家賃）がかかることがあります。
- (6) 家族に異動（出生、死亡、転出等）があった場合、家賃額がかわることが有りますので、届け出が必要となります。

☆ 令和6年度

町當住宅の概況及び使用料一覧表 ☆

(円／月)

住宅名	建設年度	棟番号	戸数	構造	間取り	床面積 (m ²)	駐車場 有無	風呂釜 有無	一般世帯			裁量階層世帯		
									A	B	C	D	E	
S 36	22~25.71	20	2	K	29.99			0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001	
S 38	62	4	2	簡易耐火	31.47			104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	
S 39	63~66	16	2	平屋	31.47									
S 40	67~70.72~74	28	2	K	31.47									
S 43	16	1	1	木造平屋	3K	36.65								
S 45	3~6	16	2	K	31.47									
S 46	1~2	8	2	K	36.52									
S 47	10~12	10	2	簡易耐火	34.00									
S 48	7~9	12	2	平屋	34.00									
S 49	17~19	15	2	K	34.00									
S 55	1号棟(全戸)	16	R C 造	4K	67.42				12,400	14,300	16,300	18,400	21,100	24,300
S 60	2号棟	未番(2・3)	8	3DK	72.68	有			14,300	16,500	18,900	21,400	24,400	28,200
		未番(1・4)	8	4階					15,300	17,700	20,200	22,800	26,000	30,100
土手内	S 29	全戸	6	簡易耐火 2階建	3K	42.90	無	無	5,200	6,100	6,900	7,800	9,000	10,300

住宅名	建設年度	棟番号 (部屋番号)	戸数	構造	間取り	床面積 (m ²)	駐車場 有無	風呂釜 有無	BSアンテナ	一般世帯				裁量階層世帯	
										A	B	C	D		
										月額所得					
船岡駅前	S58	未番 (1・4・6)	1 2	RC造 4階	3DK	60.50	有 有 有	無 無 無	104,000 123,000 117,400	104,001 123,000 20,100	123,001 139,000 23,000	139,001 158,000 25,900	158,001 186,000 29,600	186,001 214,000 34,200	
		未番 (102・1103号室 (身障用))	2		2LDK	64.60				16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	
		未番 (2・3・5)	1 0		3LDK									32,000	
楓木駅前	H2 ~3	102・1103号室 (身障用)	2	SRC造 11階	3LDK	76.50	有 有 有	無 無 無	22,100 25,500 29,100	22,100 25,500 29,100	22,100 25,500 32,900	32,900 37,600 37,600	43,400 43,400 43,400		
		未番 (2・3)	2 0		3LDK										
		未番 (1・4)	2 1		4DK	79.43									
山下	H7	全戸	1 2	RC造 3階	3LDK	84.78	有 有 有	無 無 無	21,200 24,500 28,100	21,200 24,500 28,100	21,200 24,500 31,600	31,600 36,200 36,200	41,700 41,700 41,700		
		未番 (3・4・5)	3 0		1LDK	59.00					18,400	21,200	24,300	27,400	31,300
		未番 (2)	1 0		2LDK	68.50									36,100
北船岡1号棟	H15	206・306・406号室	3	RC造 10階	2LDK	68.50	有 有 有	有 有 有	21,400 24,700 28,200	21,400 24,700 31,800	21,400 24,700 31,800	36,400 42,000 42,000	42,000 42,000 42,000		
		506・606・706・806・906 1006号室	6		2LDK	68.50									
		未番 (1)	1 0		3LDK	78.50					24,300	28,100	32,100	36,300	41,400
北船岡2号棟	H24	未番 (4・5)	1 6	RC造 8階	1LDK	60.95	有 有 有	有 有 有	20,100 25,300 28,900	20,100 25,300 33,000	20,100 25,300 33,000	26,600 30,000 42,600	34,300 39,600 49,200		
		未番 (1・2・3)	2 3		2LDK	66.20									
		未番 (6)	8		3LDK	75.65									

北船岡 3号棟 H27	未番 (4・6)	1 4	1LDK	60.95	有 有 有	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000
	未番 (3・5・7・8)	2 7	RC造 7階 2LDK	66.20		21,000	24,200	27,700	31,300	35,800	41,300
	未番 (1・2・9)	2 1	3LDK	75.65		24,000	27,700	31,700	35,700	40,800	47,100
北船岡 4号棟 H30	未番 (3・4・6・7)	1 2	1LDK	60.95	有 有 有	19,600	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400
	未番 (5・8・9)	8	RC造 3階 2LDK	66.20		21,200	24,500	28,100	31,600	36,200	41,700
	未番 (1・2・10)	9	3LDK	75.65		24,300	28,000	32,000	36,100	41,300	47,700
北船岡 5号棟 R 1	未番 (4・5・6)	9	1LDK	60.95	有 有 有	19,600	22,700	25,900	29,200	33,400	38,600
	未番 (3・7)	5	RC造 3階 2LDK	66.20		21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900
	未番 (1・2)	6	3LDK	75.65		24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,900

○駐車場

駐車場使用料	駐車場 有 の住宅の使用料 1区画 一律3,000円／月
--------	---------------------------------

★ 改良住宅

収入基準額	割増率 0.3	割増率 0.5	割増率 0.8	※割増率は、 入居3年を経過し 収入額が収入基準 額を超えた方にか かります。
114,000	114,001 158,000	158,001 191,000	191,001 以上	
神山前 S44	1号棟 2 4	2 K 39.75	無 無 無	10,500 13,600 15,700 18,900
S45	2号棟 3 2	RC造 4階 2 K 40.71	無 無 無	11,000 14,300 16,500 19,800
S46	3号棟 3 2	2 K 40.71	無 無 無	11,000 14,300 16,500 19,800

柴田町営住宅位置図

